

# 資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けての対応について

平成26年8月  
水産庁

「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、自主的資源管理の高度化及び個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理については、下記のとおり推進することとする。

## 記

### ○自主的資源管理の高度化

資源管理指針・計画体制の効果等について漁業者自らが評価・検証を実施

#### 1. 自己点検項目

資源管理に取り組んだ結果・効果について①漁獲量の変化、②C P U E（例：操業1日1隻当たりの漁獲量）の変化、③資源の状況（漁業者感覚）等

#### 2. スケジュール

- ・大臣管理漁業（14計画）

漁業者等による資源管理計画について、8月8日に自己点検の開始依頼。

- ・知事管理漁業（1,680計画）

8月25日に自己点検のポイント等を通知し、自己点検の開始依頼。

- ・平成27年2月末までに漁業者団体及び都道府県は、自己点検結果を国に報告。

- ・平成27年4月以降、資源管理指針・資源管理計画の全体について国及び都道府県は自己点検結果について評価・検証を行い、評価・検証の結果を踏まえて、資源管理計画の改善を図るなど資源管理の高度化を推進。

### ○個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理

#### 1. マサバ（太平洋系群）

大中型まき網漁業の一部漁船が本年秋を目途に試験的なI Q方式に着手  
今後のマサバ（太平洋系群）資源管理について（資料1）

#### 2. スケトウダラ（日本海北部系群）

T A CをA B Cと等量か近いものとし、T A C以外の管理措置も実施しながら、漁業者の窮状緩和措置等を総合的に検討

今後のスケトウダラ（日本海北部系群）資源管理について（資料2）

#### 3. 太平洋クロマグロ

2015年以降の未成魚の漁獲上限を4,007トンとし、漁獲をモニタリングしつつ管理（全国を6ブロックに分けて警報等を漁業者等に発言）

今後の太平洋クロマグロ資源管理について（資料3）

#### 4. トラフグ

関係漁業者等が参画する横断的な検討の場を設け、統一的な方針の下で資源管理を推進

今後のトラフグ資源管理について（資料4）

※□内は資源管理のあり方検討会での取りまとめの概要

**今後のマサバ（太平洋系群）資源管理について**  
**（北部太平洋海区大中型まき網）**

**1. 試験的 I Q 管理の対象漁船、期間**

専ら北部太平洋海区において収益性向上のための実証事業に取り組んでいる大中型まき網漁船（10隻）の半数（5隻）を対象として、マサバの漁獲が本格化する平成26年10月1日から平成26年漁期のサバ類（マサバ及びゴマサバ）TAC管理期間が終了する平成27年6月30日までの9ヶ月間、試験的なI Q管理を実施する。

**2. I Q 枠の設定**

(1) 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」第11条第2項のI Q配分の考え方に沿って、下記の数式で計算されるI Q枠とする。

なお、今回は試験的な管理であるところ、漁業者の創意工夫による経営努力を促進する観点から、I Q枠の85%数量を目標に管理する。

$\frac{\text{1隻平均漁獲実績（震災前5中3）}}{\text{大中型まき網TAC（震災前5中3）}} \times \text{大中型まき網TAC（平成26年度）} \times \text{10月～6月} \times 0.85 \text{ 漁獲比率}$
--

(2) 試験的I Q管理の対象船に対しては時化休漁の自主規制を解除するとともに、I Q管理期間、I Q枠数量を明示した農林水産大臣指令書を交付する。

**3. データ収集、監視・取締り**

(1) 試験的I Q管理期間において、対象船の操業状況を船舶位置監視システム（VMS）でモニターするとともに、全ての水揚げについて市場仕切書を収集する。

(2) 上記を含め、漁業操業（操業回数、時期・時間等）、水揚げ（魚体サイズ・価格、仕向先、ゴマサバの漁獲状況、他魚種の混獲状況等）、操業経費等に係るデータを収集し、研究機関の助言を得つつ、非対象船との間で比較・検証を行う。

(3) 対象船の漁獲物について、水産庁漁業監督官による水揚検査を定期的に行う。

**4. I Q 枠を超過した場合の対応**

I Q枠を超過して漁獲を行った船に対しては、試験操業の停止、試験操業許可の取り消し等の対応を行う。

## 今後のスケトウダラ（日本海北部系群）資源管理について

## 1. 大臣管理漁業

## (1) T A C の管理

次の事項を定めた関係漁業者による、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」第13条第1項に基づき T A C 協定を締結し、国の認定を受けて管理を行うよう検討を進める。

- ・漁業者団体による各都道府県団体への配分や操業実態を踏まえた最適な経営単位への配分。

## (2) T A C 減少に伴う対応

27年漁期（4月～翌年3月）に、T A C が A B C と等量かできる限り近いものとなることを踏まえ、スケトウダラへの依存度を減らした操業及び魚価向上の取り組み等の具体的内容を早急に検討。

## 2. 知事管理漁業

## (1) T A C 管理

- ・北海道の配分は、北海道庁が関係漁業者等の意見を聞きながら、操業実態を踏まえた最適な経営単位への配分について、27年11月の漁期開始までの間で検討。

なお、北海道以外の県は漁獲実績が微少であることから、これまでと同様に県単位で管理。

## (2) T A C 減少に伴う対応

他魚種転換等の経営多角化を視野に入れ、今後、構造改革を検討するための地域協議会等を立ち上げ、関係漁業者間での調整を図りながら検討。

## 3. T A C 設定のスケジュール

- ・平成26年10月に A B C （26年度資源評価）が確定。
- ・平成27年1月に公開での T A C 設定に関する意見交換会開催（札幌市）。
- ・平成27年2月の水産政策審議会で27年漁期（4月～翌年3月）の T A C 設定。

## 今後の太平洋クロマグロ資源管理について

## 1. 国際機関への提案（未成魚の漁獲半減）

太平洋クロマグロの未成魚（30キロ未満）を漁獲している全ての国が漁獲半減に取り組むよう、以下の地域漁業管理機関に提案。

- (1) 東部太平洋：全米熱帯マグロ類委員会 (IATTC)
  - ・7月14～18日開催のIATTC年次会合に、未成魚漁獲の半減を提案。
  - ・本年中の合意を目指し、日・米・メキシコの3カ国で継続審議。
- (2) 中西部太平洋：中西部太平洋マグロ類委員会 (WCPFC)
  - ・9月1日より福岡にて開催される北委員会で未成魚漁獲半減を審議。

## 2. 日本国内における取組

- (1) 未成魚の漁獲削減に向け、全国 50 箇所で説明会を開催し、実態把握。
- (2) 太平洋クロマグロ資源・養殖管理に関する全国会議の開催（8月26日）。

## ①未成魚の地域別上限等の公表

## 【大中型まき網】

2,000トンを操業海区単位で管理。

## 【その他沿岸漁業等】（主として、曳き縄、定置等の沿岸漁業）

2,007トン年全国を6ブロック（広域漁業調整委員会等の区分）に分け、過去の実績に配慮し、以下の上限で管理。

太平洋北部	285トン	日本海北部	410トン
太平洋南部	245トン	九州西部	785トン
日本海西部	105トン	瀬戸内海	50トン

\*1：この他、近海竿釣り等106トン、水産庁留保分21トン

\*2：管理年は、原則 7/1～翌 6/30（但し、日本海北部は 4/1～翌年 3/31）

\*3：日本海北部には石川県を含む。

※ ブロックごとに漁獲量が上限に近付いた場合に以下の対応

- ・「警報」や「操業自粛要請」により漁業者に協力要請。
- ・流通加工業者、消費者などの理解を得るため、プレスリリースにより情報を広く発信。

## ②漁獲モニタリング

漁獲上限の確実な遵守のため、本年7月より漁獲モニタリングを試験実施。報告頻度や手法等につき、改良しながら体制整備。

## ③未成魚の漁獲半減に伴う対応

選択的な漁獲が困難な定置網等における管理措置やこれらを含む上記の管理措置の円滑な実施のための実態把握及び対応策を検討。

## (3) 親魚対策

未成魚の漁獲半減への対応策の検討と並行して、大中型まき網漁業の日本海における産卵期の漁獲管理について検討。

## 今後のトラフグ資源管理について

## 1. トラフグ資源管理全国検討会議（仮称）の立ち上げ

広域漁業調整委員会での経過報告後の本年11月中の立ち上げのため、トラフグの漁獲実績がある府県の行政機関及び関係団体等に対し、現地説明会等を実施。

## (1) はえ縄漁業

西日本延縄漁業連合協議会（事務局：山口県漁連）

## (2) 関係府県

石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県（近日中に説明予定）、大分県、愛媛県、広島県、岡山県、兵庫県、香川県、徳島県、和歌山県の20府県

## (3) トラフグ市場・流通関係

下関市唐戸魚市場（株）、下関唐戸魚市場仲卸協同組合

## 2. 全国検討会議における検討事項

(1) トラフグ全国協議会（事務局：瀬戸内海区水産研究所）及び海域栽培漁業推進協議会（事務局：海づくり協会）と連携して「トラフグ資源管理の統一方針」を策定。

(2) これまでのトラフグ資源管理に関する取組状況のレビュー、未成魚の漁獲実態や混獲の状況等を踏まえ、具体的に以下を検討。

- ①未成魚漁獲抑制として、体長制限、漁具規制、採捕禁止期間や区域の設定等。
- ②産卵親魚保護として、採捕禁止の期間や区域の設定等。
- ③効率的な種苗・買取再放流の実施、種苗放流に掛かる費用負担のあり方等。

(3) 対象は、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

## 3. 全国検討会議の進め方

(1) 例年秋頃を目処に年1回開催。

(2) 漁法別・地域別に作業部会を随時開催し、具体的な取り組みを検討。

(3) 先行して資源管理に取り組むはえ縄漁業者による更なる資源管理措置を検討するなど、対応できる分野から実行。

(4) 事務局は水産庁管理課資源管理推進室